

記念すべき優経通信 150 号となりました。いつもお読み頂きましてありがとうございます。  
スタッフの知識のインプットとアウトプットの場の一つとなっている優経通信です。  
今後も皆様のお役に立てるような情報を発信していきたいと思っておりますので、引き続きご一読頂けると幸いです。

## 個人住民税のルール

定額減税で 1 人 1 万円の減税があった個人住民税ですが、毎年 5 月末頃に住民票のある自治体から納税額の通知がきます。住民税とは、市町村民税・道府県民税の総称を言います。身近な税金の一つである個人住民税について今回は解説させていただきます。

### 課税の流れ

⇒毎年 1 月 1 日にその市町村に住所を有する者に対して課税されます。

法人税や所得税は申告課税方式であるのに対し、住民税は賦課課税方式ですので、特定の場合を除いて申告の必要はありません。自治体に提出された給与支払報告書や国税に提出した確定申告の情報が自治体へ転送され、税額を決定して個人に通知する方式の為、税額の通知までに時間がかかります。

※基本的に住民税のみの申告は不要ですが、住民税の減免制度を適用する等、国税と異なる対応をする場合には申告をする事もあります

### 計算方法

⇒個人住民税は税金を負担する能力のある人が均等の額によって負担する均等割と、その人の所得金額に応じて負担する所得割、その他に利子割・配当割・株式等譲渡所得割があります。

標準税率は右記ですが、自治体によって超過課税が認められている為税率が異なります。いずれも前年の所得によって計算されます。

また、扶養親族の人数等から計算して住民税が非課税となる場合もあります。

標準税率	均等割	所得割
市町村民税	3,000円	6%
道府県民税	1,000円	4%
計	4,000円	10%

### 納付方法（普通徴収と特別徴収）

⇒「普通徴収」個人事業主や年金生活者の方は年4回（又は一括）に分けて市区町へ直接納付する制度です。

⇒「特別徴収」会社が従業員の給料から毎月住民税を天引きし、従業員が住む市区町村へ納入する制度です。

毎年6月～翌年5月の12カ月で均等に納税がされます。

会社員の場合特別徴収が一般的ですが、転職をした場合や他に収入がある場合、普通徴収となる事もあります。

### 定額減税と扶養について

⇒令和6年は定額減税によって、特別徴収の場合6月の住民税が0円、他の11か月で年間の税額を支払う方式となっております。また、個人住民税は前年の12月31日の現況で扶養の判定をされるため、令和6年中に出生した子については所得税の定額減税の扶養人数にはカウントされますが、住民税の定額減税の扶養人数（令和5年12月31日時点の現況による）にはカウントされません。

### 16歳未満の年少扶養親族について

⇒所得税や住民税では年少扶養親族として16歳未満の扶養親族について扶養控除の計算はされませんが、上記の定額減税の扶養人数や住民税非課税の場合の扶養人数にはカウントされます。見た目の税額が変わらなくても、「確定申告」や年末調整の「扶養控除申告書」にしっかり記載しておくことが重要になります。

### ふるさと納税

⇒ふるさと納税は税金の先払いですので、前年の所得と寄付額に応じて住民税の額が減少します。

### 退職所得と住民税

⇒退職金にかかる税金は分離課税で、税負担の軽減が図られています。住民税については、通常の給与と同じように翌年納税とはならず、税額がある場合には退職金支給時に所得税と共に源泉されます。



**「簡易な扶養控除申告書」の提出が令和7年分より始まります**

年末調整の際に提出する「扶養控除申告書」ですが、従業員等が会社に提出する際に、その記載事項に**前年分から異動がない場合**には、氏名・住所に加えて「**前年から異動なし**」などの文言のみで済ませる事が出来るようになりました。

**<簡易な申告書の記載例>・氏名・住所・異動無しの旨を記載**

令和7年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書		扶
所轄税務署長等 氏名(英名)	(フリガナ) 山川 太郎	前年からの異動の有無 前年からの異動がない場合は「前年からの異動なし」を記載してください。
税務署長 氏名(英名)	あなたの氏名	
市区町村長 氏名(英名)	あなたの個人番号 112233445566	前年からの異動なし
あなたの住所 文は 郵便番号	あなたの住所 東京都練馬区豊栄2-7	
区分等 氏名	個人番号 あなたの氏名 あなたの生年月日	扶養控除の対象となる 扶養親族の氏名 扶養親族の生年月日

※赤字箇所は記載が必要。(マイナンバーは会社が個人番号等を記載した帳簿を備えている場合は記載不要)

**<下記いずれにも非該当の場合「簡易な申告書」を提出できる>**

- あなたや源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族などの住所又は居所が異動した
  - あなたや控除対象扶養親族などの氏名に変更があった
  - あなたや源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族などのマイナンバー（個人番号）に変更があった
  - 源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族、16歳未満の扶養親族（以下「年少扶養親族」といいます。）に新たに該当することとなる（又は該当しなくなる）人がいる
  - あなたが寡婦、ひとり親、勤労学生に該当することとなる（又は該当しなくなる）
  - あなたや同一生計配偶者、扶養親族が（特別）障害者に該当することとなる（又は該当しなくなる）
  - 源泉控除対象配偶者の所得の見積額が95万円超となる
  - 控除対象扶養親族や年少扶養親族の所得の見積額が48万円超となる
  - 控除対象扶養親族の年齢の変動により控除の区分が変わる
  - 控除対象となる国外居住親族について、扶養控除の適用要件の区分が変わる
  - 年少扶養親族が16歳になり控除対象扶養親族に該当することとなる
- 上記1つでも該当する場合は、「簡易な申告書」を提出することはできず、記載すべき事項を全て記載した申告書の提出が必要です。

配偶者の所得額が48万円超133万円以下(給与収入が103万円超188万円以下)の場合は、配偶者控除・配偶者特別控除の額が変更する可能性が高い為、所得の見積額を必ず記載しましょう。

**◆プレプリント納付書の送付について◆**

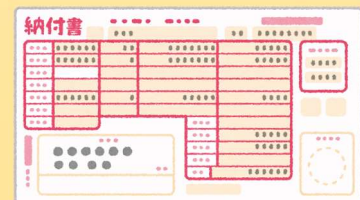
丁度1年前の優経通信で「e-Taxにより申告書を提出されている法人等について納付書の事前送付を行われなくなる」という件についてお知らせさせて頂きましたが、5月送付分より実行されております。

具体的には**電子申告を行っている法人**の場合⇒**法人税の中間納付**、

※自治体により法人県民税事業税の納付書用紙も届かない所もあります。(東京都は送付有)

**ダイレクト納付又は振替納税の届出がある個人**の場合⇒**所得税の予定納税**

等について、納付書が送付されなくなりました。消費税・源泉所得税については基本的に納付書の送付が継続されておりますが、法人の中間納付の場合で、「税務署から納付書が届き、消費税の納付書のみ入っていたので消費税だけ納税したら法人税が未納になった」という事もあり得ます。弊所の顧問先様については必要に応じて納付書を送付させて頂いておりますが、埼玉県では法人県民税の中間・確定申告時の納付書が届かない等、自治体に寄っても対応が様々です。大きな流れで業務改革が進んでおりますので、疑問に感じた点があれば遠慮なくご相談ください。



**優経税理士法人**

～(経済産業省認定) 経営革新等支援機関です～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂4階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp 🌐http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。